

「山梨えるみんな」認定制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、女性活躍推進に取り組む県内企業等を、県が「山梨えるみんな」認定企業として認定し、その取組事例を広く紹介することにより、女性が活躍できる職場環境づくりに向けた意識改革を促進するとともに、当該取組を進める企業等の増加を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「企業等」とは、常時雇用する労働者を有する企業、法人、団体等をいう。

（対象）

第3条 本制度の対象は、山梨県内に本社を有する企業等とする。

（申請）

第4条 認定を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、「山梨えるみんな認定申請書」（様式第1号）に必要書類を添付し、知事に申請しなければならない。

（認定基準）

第5条 知事は、国の「えるぼし」認定及び「くるみんな」認定基準に準拠しつつ、これを緩和した、別記の認定基準を満たす企業等を認定するものとする。

（審査）

第6条 知事は、前条の認定基準に基づき、申請内容について審査を行う。

- 2 知事は、様式第1号の申請書のほか、必要に応じて審査に参考となる資料の提出を求めることができる。
- 3 知事は、必要に応じて実地検査等により、申請内容の確認を行うことができる。

（認定）

第7条 知事は、前条の審査の結果、認定基準を満たすと認めた場合は、当該申請を認定し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、認定した企業等（以下「認定企業」という。）に対し、「山梨えるみんな認定証」（様式第2号。以下「認定証」という。）を交付する。

（取組状況の調査）

第8条 知事は、必要に応じて、認定企業の取組状況を調査することができる。

(認定企業への支援)

第9条 認定企業は、別に定める認定マークを名刺や印刷物等に使用することができる。

2 知事は、次に掲げる方法により、認定企業への支援に努めるものとする。

(1) 県ホームページにおいて認定企業を紹介する等、広報による支援

(2) 就職説明会において求職者に対し認定企業を紹介する等、人材確保に対する支援

(3) その他、必要に応じた支援

(認定の有効期間)

第10条 認定の有効期間は、認定の日から起算して3年間とする。引き続き認定を受けようとする場合は、満了の1ヶ月前までに「山梨えるみんな認定申請書」(様式第1号)に必要書類を添付し、知事に更新申請を行わなければならない。

(更新申請における認定項目の取扱い)

第11条 更新申請にあたっては、新規申請時と同一の基準により判定するものとする。

ただし、男性従業員の育児休暇の独自取組(別記認定基準の項目2)について、直近の事業年度に対象となる男性従業員が在籍していなかった場合は、認定企業において制度が整備されており、対象者が発生した際に利用できる状態であると知事が認めたときは、当該項目を満たすものとみなす。

(変更の届出)

第12条 認定企業は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「山梨えるみんな認定変更届出書」(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第13条 認定企業は、認定の継続を希望しない場合は、速やかに「山梨えるみんな認定辞届出書」(様式第4号)に認定証を添えて、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第14条 知事は、認定企業が基準を満たさないことが明らかになった場合、法令に違反する重大な事実が発生した場合、その他認定企業として不適当と認められる場合には、認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消す場合は、理由を付して認定企業に通知するものとする。

3 認定の取消しを受けた企業等は、速やかに認定証を知事に返納しなければならない。

(努力義務)

第15条 認定企業で、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していない場合は、当該計画を策定し、国に届け出るよう努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別記

項目	認定基準
項目 1	①継続就業 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が、雇用管理区分ごとにそれぞれ0.6以上であること
項目 2	②男性従業員の育児休暇の独自取組 男性従業員のための <u>有給</u> の育児休暇制度があり、当該制度の利用者割合が15%以上であること、 <u>または</u> 育児休業等の取得者が1人以上いること。
項目 3	③労働時間等の働き方 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること
項目 4	④管理職比率 管理職に占める女性労働者の割合が、厚生労働省が公表する産業別平均値の0.9倍以上であること
項目 5	⑤多様なキャリアコース 直近3事業年度において、以下のいずれかの実績が1項目以上あること。 A 女性の非正社員から正社員への転換（派遣労働者の雇入れを含む） B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用（定年後の再雇用は除く） D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用
認定条件	上記5項目のうち、3項目以上の基準を満たしていること

(注)

- ① 項目2中、「有休の育児休暇制度」とは、企業独自の育児を目的とした休暇制度であり、小学校就学の前の子について、例えば以下のような制度を利用した場合とする。
 - ・失効年休の育児目的での使用を認める制度 ・「育児参加奨励休暇」制度
 - ・子の行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度
 - ・配偶者出産休暇制度（取得可能日が配偶者の妊娠中や出産前でも差し支えない） など
- ② 項目2における「育児休業等」とは、育児・介護休業法に基づく以下の制度を指す。
 - ・第2条第1号に規定する、原則として1歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業
 - ・第23条第2項に規定する、3歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業
 - ・第24条第1項に規定する、小学校就学前の子を育てる労働者を対象とした育児休業

様式第 1 号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者名

山梨えるみんな認定申請書（新規・更新）

「山梨えるみんな」認定制度実施要綱第 4・10 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 企業等の概要 別紙 1 のとおり
- 2 認定状況確認表 別紙 2 のとおり

【企業等の概要】

所在地	〒	
業種 (該当する番号 に○)	1 建設業 3 電気・ガス・熱供給・水道業 5 運輸業、郵便業 7 金融業、保険業 9 学術研究、専門・技術サービス業 11 生活関連サービス業、娯楽業 13 医療、福祉 15 サービス業（他に分類されないもの） 2 製造業 4 情報通信業 6 卸売業、小売業 8 不動産業、物品賃貸業 10 宿泊業、飲食サービス業 12 教育、学習支援業 14 複合サービス事業 16 その他	
事業内容		
連絡先	TEL : メールアドレス :	
ホームページ URL		
従業員数 (申請時点)	全体 人 (男性 人 女性 人)	

＜担当者連絡先＞ *印の欄は上記と異なる場合のみ記載願います。

担当者氏名	
担当者部署	
TEL *	
メールアドレス *	

【認定状況確認表】

5項目のうち3項目以上を満たしていること（認定確認項目のみの記載も可）

(1) 継続就業に関する状況

直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤務年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)/(B)=(C) (C) ≥ 0.6
(X)年度				

※必要に応じ、行の追加・調整を行ってください。

(2) 男性従業員のための育児休暇制度（i または ii のうち いずれか を記入）

i 男性従業員の育児休業等取得者

直近の事業年度	男性従業員の育児休業等取得者数
(X)年度	

ii 男性従業員のための 有給 の育児休暇制度の取得割合

直近の事業年度	男性従業員のための <u>有給</u> の育児休暇制度の利用者数(A)	直近の事業年度内に配偶者が出産した従業員数(B)	(A)/(B)=(C) (C) ≥ 0.15
(X)年度			

(3) 労働時間等の働き方

各月における、労働者1人あたりの時間外労働及び休日労働の平均時間数

直近の事業年度	雇用管理区分	各月の時間外労働・休日労働の時間数 (全ての月において 45 時間未満)						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(X)年度								
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※必要に応じ、各月の記載順の変更、並びに行の追加・調整を行ってください。

(4) 管理職比率

管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	管理職に占める女性労働者の割合 (右記「産業平均値*0.9」以上)	業 種	産業平均値*0.9
(X)年度			

<産業平均値（厚生労働省公表）>

鉱業、採石業、砂利採取業 3.6%、建設業 4.1%、電気・ガス・熱供給・水道業 4.5%、情報通信業 12.6%、運輸業、郵便業 7.2%、卸売業、小売業 8.6%、金融業、保険業 15.4%、不動産業、物品賃貸業 10.9%、学術研究、専門・技術サービス業 10.0%、宿泊業、飲食サービス業 14.9%、生活関連サービス業、娯楽業 15.1%、教育、学習支援業 23.6%、医療、福祉 45.5%、複合サービス事業 10.8%、サービス業（他に分類されないもの）14.5%、食料品製造業 7.2%、飲料・たばこ・飼料製造業 7.2%、繊維工業 7.2%、木材・木製品製造業（家具を除く）5.9%、家具・装備品製造業 5.9%、パルプ・紙・紙加工品製造業 7.9%、印刷・同関連業 7.9%、化学工業 11.9%、石油製品・石炭製品製造業 2.9%、プラスチック製品・ゴム製品製造業 3.8%、鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業 3.3%、はん用・生産用・業務用機械器具製造業 3.8%、電子部品・デバイス・電子回路製造業 4.3%、電気機械器具製造業 4.3%、情報通信機械器具製造業 4.3%、輸送用機械器具製造業 3.4%、その他の製造業 7.1%

(5) 多様なキャリアコース

直近の3事業年度における、以下のいずれかの取組実績（1項目以上記入）

直近の3事業年度	実施した措置	人数
(X)年度～ (X-2)年度	ア 女性の非正社員から正社員への転換、派遣労働者の雇入れ	
	イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換	
	ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用（定年後の再雇用除く）	
	エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	

(注)

- ① 実績が確認できる書類を添付すること
- ② 各項目の計算で端数が生じた場合、小数点第2位を四捨五入すること



山梨えるみん 認定証

名 称

所 在 地

認 定 番 号 R 号

認 定 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

貴事業所は女性の活躍推進に積極的に取り組んでいると
認められることから山梨えるみんに認定します

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者名

山梨えるみんな認定変更届出書

「山梨えるみんな」認定制度実施要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 認 定 番 号

2 認 定 年 月 日

3 変 更 内 容

変更事項	変 更 前	変 更 後

備考1 「変更事項」の欄には、名称、代表者の氏名、所在地等の別を記載すること。

備考2 必要に応じて、変更事項を証明する書類を添付すること。

様式第4号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者名

山梨えるみんな認定辞退届出書

「山梨えるみんな」認定制度実施要綱第12条の規定により、認定を辞退したいので、認定証を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 認 定 番 号

2 認定年月日

3 辞 退 理 由